

特定福祉用具販売の支給申請について

(1) 支給対象者は？

在宅で生活している要支援者および要介護者

(2) 給付対象の用具は？

- ①腰掛便座
(水洗式を含むポータブルトイレ、補高便座など)
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
(レシーバー、チューブ、タンクなど)
- ③排泄予測支援機器
(専用ジェルなどの消耗品及び専用シート等の関連製品は除く)
- ④入浴補助用具
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室・浴槽内すのこ、入浴用介助ベルトなど)
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分
(身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの)
- ⑦固定用スロープ
- ⑧歩行器
(歩行車を除く)
- ⑨単点杖
(松葉づえを除く)
- ⑩多点杖

本市においては、介護保険福祉用具の貸与及び購入の給付対象となる商品については、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準としています。

TAIS コードが付与されており、『貸与』や『購入』のマークがある商品をお選びください。

【確認方法】

- 1 公益財団法人テクノエイド協会のホームページ内の「福祉用具情報システム (TAIS)」に TAIS コード等を入力して該当商品を検索します。
- 2 『貸与』のマークがあれば貸与が可能、『購入』のマークがあれば購入が可能です。
該当商品に『貸与』や『購入』のマークが入っていない場合、給付対象外になります。

(3) 支給限度額は?

年度内で10万円までの購入費用に対し、9割、8割または7割に相当する金額を支給します。

同一種目の福祉用具を購入した場合、年度の内外を問わず支給対象になりません。(ただし、固定用スロープ、用途および機能が異なる場合、破損した場合、介護度が著しく重くなった場合等は、同一種目でも支給対象になります。)

(4) 利用方法は?

都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者から福祉用具を購入し、その後、以下の申請書類を市に提出します。後日、支払額の9割、8割または7割が支給されます。

(申請書類：支給申請書、領収書^{※1}、受領委任状^{※2}、カタログ^{※1})

※1：コピー可　　※2：事業者の同意が得られた場合

(5) 申請・受領委任制度とは?

(4)の申請や給付費の受領を事業者に委任することにより、利用者は自己負担分のみを支払う制度です。

(希望される場合は、事前に事業者の同意が必要です。)

【 申 請 の 手 順 】

①. 福祉用具についてケアマネジャー等に相談



②. 福祉用具の購入、支払い



③. 福祉用具販売の支給申請・決定

- ・ 利用者は、購入後に以下の申請書類を市（介護保険担当窓口）へ提出します。
- ・ 市は提出された書類等により、保険給付として適当かどうか確認し、必要と認めた場合、福祉用具販売費を支給します。

（申請書類）

- 支給申請書
- 福祉用具販売に要した費用に係る領収書（コピー可）
- 購入した福祉用具の詳細が掲載されているカタログ（コピー可）
- 受領委任状（事業者の同意が得られた場合）

※破損等による再購入の場合は、可能な限り破損等した用具の写真を添付してください。